

滋賀県制度融資のご案内

政策推進資金(DXデジタル推進枠)

DXに取り組む県内中小企業の皆さんを応援するため、デジタル技術の活用やシステムの導入等によりDXに取り組み、成長・競争力の強化を図る際に必要となる場合にご利用いただける融資制度を設けています。

資金使途 (※1)	経営課題の解決や生産性の向上を目的として、デジタル技術の活用やシステムの導入等により、DXに取り組み、成長・競争力の強化を図る際に必要となる設備資金および運転資金
融資対象者 (※2)	デジタル技術を有効に活用するなど、DXに取り組み、経営課題の解決や生産性の向上を目指す中小企業者、協同組合等 【設備資金の例】 ①顧客管理システムの導入 会社全体の顧客情報を一元化し、社員の営業ルートや顧客との面談記録等を分析することによって、営業活動を最適化するなど、営業方法を変革する。 ②ライブ・動画配信システムの導入 オンラインのイベント開催や商談等で、外部へ情報発信することにより、市場の拡大や新規顧客の開拓を図るなど、営業力を強化する。 ③受発注システムの導入 お客様からの受注、仕入先への発注、入庫、在庫管理、出荷・納品、請求など、商品とお金の流れを管理、分析することにより、在庫管理や受発注処理を見直すなど、業務を変革する。 【運転資金の例】 ①他社システムの利用料、契約料 他社のシステムを自社で利用する場合の利用料や契約料 ②システム導入・利用にあたってのサポート支援にかかる費用 ・システム導入・利用にあたっての課題解決策や運用支援を受けるためのサポート費用、アウトソーシングにかかる費用 ・システムの利用方法等に関する社員向け研修を開催する場合の講師への謝礼等 ③システム改修費 導入したシステムに改修が生じたときの費用。ただし、現状維持や原状回復にかかる改修は融資対象となりません。 その他、デジタル技術の活用やシステムの導入等により、経営課題の解決や生産性の向上を図るために必要な設備資金・運転資金に該当すると判断できるものについては、融資対象となります。 単なる機器の修繕やシステムの保守など、現状維持や原状回復にとどまるものは対象となりません。
融資限度額 (※3)	3,000万円
融資利率 (※4)	年1.7%以内(固定)
信用保証料 (※5)	必要に応じて保証協会の保証つき 保証料率 年 0.45%～ 1.20%
融資期間 (※6)	10年以内(据置2年以内)
担保・保証人 (※7)	必要となる場合あり(ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要。)
受付機関	各商工会議所・各商工会・中小企業団体中央会

取扱金融機関

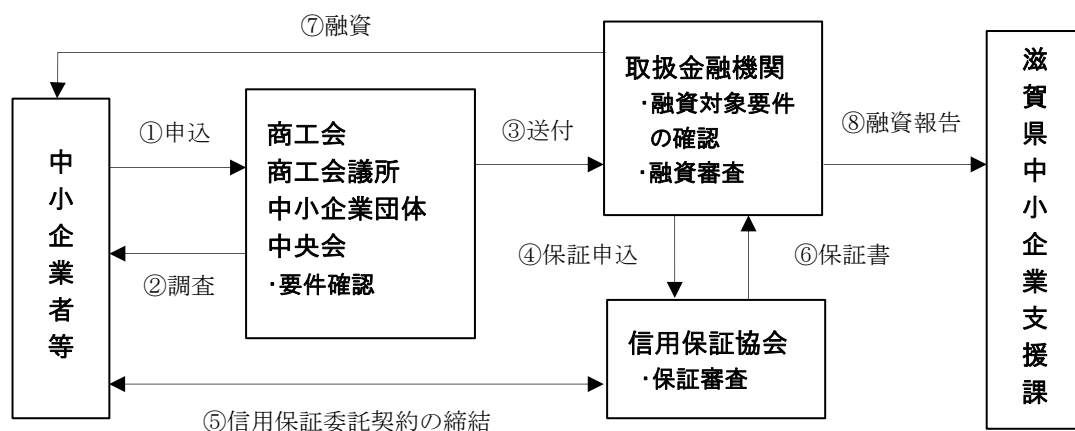
滋賀銀行、関西みらい銀行、大垣共立銀行、京都銀行、福井銀行、滋賀中央信用金庫、長浜信用金庫、湖東信用金庫、京都信用金庫、京都中央信用金庫、滋賀県信用組合、滋賀県民信用組合、商工組合中央金庫、京滋信用組合、近畿産業信用組合
滋賀県信用農業協同組合連合会

- ※1 融資対象となる設備について、借入申込時に所要資金の30%以上の支払いがされていないこと。
 - ※2 農林水産業、金融・保険業、公務（公的機関）、学校法人、政治・経済、文化団体、宗教等、滋賀県信用保証協会の保証の対象外業種を除きます。
 - ※3 同一年度内の利用は、1回限りとします。
 - ※4 融資利率は、今後の金融情勢等により変更することがあります。
 - ※5 有担保の場合は0.1%の割引があります。
 - ※6 融資期間は1年以上となります。
 - ※7 申込者が法人の場合は、一定の要件を満たし、保証料を上乗せすることにより、経営者保証の非提供を選択することができます。このときの保証料負担率等は、「事業者選択型経営者保証非提供制度要綱」等を参照ください。
- （特記事項）上記資金の融資対象に該当しない場合でも、他の資金が活用できる場合があります。
また、融資対象者であっても、金融機関や信用保証協会の審査により、ご希望に添えない場合があります。

令和7年4月1日現在

政策推進資金（DXデジタル推進枠）融資の流れ

融資を希望される場合は、商工会・商工会議所・中小企業団体中央会にお申し込みください。



滋賀県では「滋賀県中小企業の活性化の推進に関する条例」を制定し、中小企業の活性化を推進しており、この事業も、条例に基づき実施される中小企業活性化施策の一つです。

しが金融ホットライン



融資に関するご相談など
中小企業の皆様の声をお聞きます！
また、県の融資制度等について
具体的な内容等をご説明します！
電話番号：077-528-3732

※留意事項

- 県が所管している融資制度等以外のご相談につきましては、内容に応じて、関係機関等を紹介させていただきますことがあります。
 - 苦情等につきましては、お聞きした内容を今後の対応に反映させていただくほか、必要に応じ、関係機関へ情報提供や他機関の紹介をさせていただきますことがあります。
- なお、個別のトラブル等につきましては、あっせん・仲介・調停を行うことはできませんので、ご了承ください。

お問い合わせ先

滋賀県 商工観光労働部 中小企業支援課 金融支援係

〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号

TEL：077-528-3732

FAX：077-528-4871